

平成 2 3 年

第 2 回兵庫県後期高齢者
医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成 2 3 年 9 月 1 日
神戸市相楽園会館

平成23年第2回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会

第1日（平成23年9月1日） 会議録

議事日程

平成23年9月1日午後2時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議長の辞職
- 第4 議長の選挙
- 第5 同意第2号 兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件
- 第6 承認第1号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の件
- 第7 認定第1号 平成22年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第8 認定第2号 平成22年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第9 議案第6号 平成23年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第7号 平成23年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第11 一般質問
- 第12 議会運営委員会委員の選任

本日会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（31名）

1番 中村三郎	3番 稲村和美
5番 河野昌弘	6番 濱田育孝
7番 山中健	8番 川村貴清
10番 中川茂	11番 藤原崇
12番 三里茂一	14番 來住壽一
15番 江原和明	16番 大眉均
17番 登幸人	19番 井上嘉之
20番 吉岡正剛	21番 西村和平
22番 酒井隆明	23番 藤原敏憲
24番 辻重五郎	25番 川野四朗
28番 田路勝	29番 安田正義
30番 宮脇修	32番 古谷博
33番 清水ひろ子	34番 細岡重義
36番 橋本省三	37番 八幡儀則
38番 山本暁	39番 庵途典章
40番 長瀬幸夫	

欠席議員（8名）

2番 石田哲也	4番 泉房穂
9番 谷口芳紀	13番 明石元秀
18番 水田賢一	26番 多次勝昭
27番 富岡篤太郎	41番 岡本英樹

説明のため出席した者

広域連合長 西 田 正 則

副広域連合長 戸 田 善 規

事務局長 森 田 文 明

資格保険料課長 藤 原 勝 司

給付課長 伊 藤 隆

給付課課長補佐 大 長 勇

職務のため出席した職員

総務課長 酒 匂 義 裕

事務職員 堀 池 雅 之

事務職員 長 川 博 紀

(午後 2 時開会)

○議長(中村三郎) ただいまの出席議員は 31 名で、定足数に達してございます。

ただいまから、平成 23 年第 2 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

西田広域連合長。

○広域連合長(西田正則) 失礼します。平成 23 年第 2 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公務ご多忙の中、ご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

各市町におかれましては、日ごろより後期高齢者医療制度の円滑な運営にご尽力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げる次第でございます。

新たな高齢者医療制度への移行につきましては、国の改革会議において検討され、昨年の 12 月に最終取りまとめが示されましたが、今年の通常国会には高齢者医療制度改革法案は提出されずに終了したところでございます。

国は、6 月にまとめられた社会保障・税一体改革の成案を受け、医療保険制度改革法案の一環として、その財源となる消費税等の税制改革法案とあわせて、来年の通常国会への提出を目指していくと聞いておるところでございます。

また、本年 2 月の第 1 回定例会におきまして、兵庫県広域連合として、独自に、国や県への要望を検討することといたしておりました。これにつきまして、7 月下旬に厚生労働省に対して、保険料負担軽減のための国の財政措置、低所得者等の保険料軽減制度の継続、高齢者の保険料負担率見直しの 3 点につきまして、要望を行うとともに、8 月には兵庫県に対しまして、財政安定化基金の十分な活用と健康診査事業に対する財政支援の 2 点について要望を行いましたので、この場をお借りいたしましてご報告申し上げます。

当広域連合といたしましては、現行制度が続く限り、高齢者の皆さんが安心して医

療を受けることができるよう、制度の安定的な運営に努力してまいります。

さて、本日は、平成22年度広域連合一般会計・特別会計決算認定の件等、諸案件を提案させていただいております。

各議案につきましては、後ほどご説明いたしますので、何卒ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村三郎） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

最初に、諸報告を申し上げます。

お手元に配付のとおり、監査委員から、監査報告第1号及び第2号による報告がありました。

次に、去る8月25日、多可町 戸田議員より広域連合議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、議長においてこれを許可いたしましたことをご報告申し上げます。

以上で、諸報告を終わります。

次に、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、19番、小野市 井上議員及び40番、香美町 長瀬議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村三郎） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

この際、議事の都合により副議長と交代いたします。

○副議長（細岡重義） 細岡でございます。よろしくお願いいたします。

次に、日程第3、「議長の辞職」を議題といたします。

本件は、中村議員から議長辞職願が提出されましたので、お諮りするものであります。

地方自治法第117条の規定によって、中村議員の退席を求めます。

（中村三郎議員 退席）

○副議長（細岡重義） お諮りいたします。

中村議員の議長辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（細岡重義） ご異議なしと認めます。

よって、中村議員の議長辞職は許可されました。

退席中の中村議員の入場を許可します。

（中村三郎議員 入場）

○副議長（細岡重義） 中村議員からごあいさつがあります。

○議員（中村三郎） 議長退任にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

私は、昨年2月22日に、広域連合議会議長に就任いたしました。その間、議員各位には格段のご理解、ご協力をいただきましたことを心から御礼を申し上げます。

簡単ではございますが、退任のごあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

○副議長（細岡重義） ごあいさつは終わりました。

次に、日程第4、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(細岡重義) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(細岡重義) ご異議なしと認めます。

よって、副議長において、議長に22番、篠山市の酒井議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(細岡重義) ご異議なしと認めます。

よって、酒井議員が議長に当選されました。

本席から当選の告知をし、議長就任のごあいさつをお願いいたします。

○議長(酒井隆明) 皆さん、こんにちは。篠山市長の酒井といたします。

先ほどは、この大切な議会の議長ということで、その責任の重さを痛感しております。皆様のご協力で、この議会の円滑な運営に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○副議長(細岡重義) ごあいさつは終わりました。

この際、議長と交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

○議長(酒井隆明) それでは、引き続き、議事を進めさせていただきます。

日程第5、同意第2号「兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田広域連合長。

○**広域連合長（西田正則）** ただいま上程されました同意第2号「兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件」についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本件は、現在欠員となっております副広域連合長に、戸田善規、多可町長を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

何卒よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○**議長（酒井隆明）** 提案理由の説明が終わりました。

本件については、発言の通告がありませんので、これよりお諮りいたします。

本件に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**議長（酒井隆明）** ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

この際、副広域連合長よりごあいさつがございます。

○**副広域連合長（戸田善規）** ただいま皆様方のご同意をいただき、副広域連合長に就任することになりました多可町長の戸田でございます。広域連合長を補佐し、後期高齢者医療制度の円滑な実施に努めてまいります所存でございます。

議員各位におかれましては、何卒ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**議長（酒井隆明）** ごあいさつは終わりました。

次に、日程第6、承認第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森田事務局長。

○事務局長（森田文明） 事務局長の森田でございます。

ただいま上程されました承認第1号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の件につきまして、ご説明申し上げます。

定例会提出議案の2ページをお開き願います。

本件は、この度の東日本大震災により被災した被保険者に係る保険料減免について、当広域連合の条例に対応する規定がないため、条例の改正を行ったものでございます。

条例改正の内容について、新旧対照表によりご説明申し上げますので、3ページをお開き願います。

この度の改正は、第20条第1項の保険料減免規定に新たに第5号として、「前各号に掲げるもののほか、広域連合長が特に必要と認める場合で規則に定めるもの」を追加したものであります。

また、この改正に合わせて、兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則を新たに制定したところでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、ご承認をお願いするものでございます。

承認第1号について、ご説明申し上げました。

何卒よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（酒井隆明） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

承認第1号を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（酒井隆明） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、日程第7、認定第1号「平成22年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」、日程第8、認定第2号「平成22年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森田事務局長。

○事務局長（森田文明）　ただいま上程されました認定第1号「平成22年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」、認定第2号「平成22年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして、相互に関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別添のとおり審査意見書の提出がございましたので、同条第3項の規定により、議会の認定をいただくため提案するものでございます。

認定第1号「平成22年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」でございますが、定例会提出議案の5ページをご覧ください。

予算現額47億5,783万2,000円に対しまして、収入済額は47億5,196万4,406円でございます。

続いて6ページをお開き願います。

支出済額の合計は44億7,180万6,361円で、歳入歳出差引残額は2億8,015万8,045円でございます。

この主な要因は、後ほどご説明申し上げますが、歳出の第2款、第1項総務管理費の不用額によるものでございます。

平成22年度歳入歳出決算に関する附属書類により、ご説明申し上げます。

附属書類の1ページをお開き願います。

事項別明細書でございますが、歳入の第1款分担金及び負担金は、予算現額10億8,825万9,000円に対し、収入済額10億8,825万9,000円でございます。これは、各市町からの事務費等負担金でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、予算現額3,532万7,000円に対し、収入済額3,345万4,593円で、これは、保険料不均一賦課負担金でございます。

第2項国庫補助金は、予算現額31億7,198万9,000円に対し、収入済額31億7,208万5,679円で、これは、被扶養者・低所得者の保険料軽減のため基金に積み立てる臨時特例交付金等でございます。

第3款県支出金、第1項県負担金は、予算現額3,532万6,000円に対し、収入済額3,345万4,593円で、これは、保険料不均一賦課負担金でございます。

第4款繰入金、第1項基金繰入金は、予算現額512万3,000円に対し、収入済額983万8,798円でございます。これは、広報・相談体制整備のための費用を後期高齢者医療制度臨時特例基金より繰り入れたものでございます。

2ページをご覧ください。

第2項、特別会計繰入金は、予算現額4,500万1,000円に対し、収入済額3,838万9,642円で、これは、特別会計で収入しておりました国からの特別調整交付金を、市町が実施する長寿・健康増進事業等の執行に充当するため、一般会計に振り替えるものでございます。

第5款繰越金、第1項繰越金は、予算現額3億6,706万1,000円に対し、収入済額3億6,706万1,467円で、平成21年度からの繰越金でございます。

第6款諸収入、第1項預金利子は、予算現額80万円に対し、収入済額46万3,445円でございます。

第2項雑入は、予算現額894万6,000円に対し、収入済額895万7,18

9円で、これは基金利子収入等でございます。

3ページをご覧ください。

歳出でございますが、第1款議会費は、予算現額162万8,000円に対し、支出済額50万5,906円で、これは、広域連合議会の開催経費でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費は、予算現額46億7,964万2,000円に対し、支出済額44億163万5,180円、不用額2億7,800万6,820円でございます。

不用額の主なものは、諸帳票印刷費、郵送料、電算処理システム運用委託料、広域連合事務局派遣職員給与等負担金などの節減等によるものでございます。

第11節需用費は、帳票印刷費、消耗品等でございます。

第12節役務費は、被保険者及び市町宛の郵送料やコールセンター業務経費等でございます。

第13節委託料は、高額療養費支給業務委託や電算システム運用委託等でございます。

第14節使用料及び賃借料は、広域連合事務所賃借料等でございます。

4ページに移りまして、第19節負担金、補助及び交付金は、各市町から派遣されている事務局職員の給与等負担金等でございます。

第25節積立金は、歳入でご説明しました国からの臨時特例交付金等の臨時特例基金への積立金でございます。

第2項選挙費は、予算現額12万6,000円に対し、支出済額4万円で、これは選挙管理委員会開催経費でございます。

第3項監査委員費は、予算現額9万5,000円に対し、支出済額2万8,380円で、これは監査委員会開催経費でございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費は、予算現額7,334万1,000円に対し、支出済額6,959万6,895円でございます。これは、保険料不均一賦課繰出金

等でございます。

第4款予備費は執行してございません。

続きまして、認定第2号「平成22年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」について、ご説明申し上げます。

定例会提出議案の8ページをご覧ください。

予算現額5,465億1,154万2,000円に対しまして、収入済額は5,427億6,032万6,357円でございます。

続いて、9ページをお願いいたします。

支出済額の合計は5,394億8,392万3,603円、歳入歳出差引残額は32億7,640万2,754円でございます。これは、国庫支出金等の精算に要する費用、調整交付金の増額交付、給付費が想定より減じたこと等によるものでございます。

歳入歳出決算に関する附属書類の5ページをご覧ください。

事項別明細書でございますが、歳入の第1款市町支出金は、予算現額928億470万6,000円に対し、収入済額924億3,410万4,126円でございます。

第2款国庫支出金は、予算現額1,610億8,745万8,000円に対し、収入済額1,638億7,070万7,884円でございます。

第3款県支出金は、予算現額422億3,630万3,000円に対し、収入済額430億6,043万2,718円でございます。

6ページでございますが、支払基金交付金は、予算現額2,301億7,056万9,000円に対し、収入済額2,232億3,506万円でございます。

以上、市町・国・県支出金及び支払基金交付金につきましては、医療給付費等に要する費用に充てるため収入したもので、平成23年度において6億4,000万円余を精算する予定でございます。

第5款特別高額医療費共同事業交付金は、予算現額1億389万8,000円に対

し、収入済額1億868万8,603円でございます。

第6款繰入金は、予算現額34億7,697万1,000円に対し、収入済額31億7,353万974円で、臨時特例基金からの繰入金等でございます。

7ページに移りまして、第7款繰越金は、予算現額163億1,703万6,000円に対し、収入済額163億1,703万5,750円で、平成21年度からの繰越金でございます。

第8款県財政安定化基金借入金は、収入しておりません。

第9款諸収入は、第三者納付金等で、予算現額3億1,460万円に対し、収入済額5億6,076万6,302円でございます。

次に、8ページをご覧ください。

歳出でございます。

第1款保険給付費は、予算現額5,313億2,545万9,000円に対し、支出済額5,260億1,200万2,589円で、不用額は53億1,345万6,411円となっております。

第2款県財政安定化基金拠出金は、予算現額4億9,422万9,000円に対し、支出済額4億8,045万9,000円でございます。

9ページに移りまして、第3款特別高額医療費共同事業拠出金は、予算現額1億389万8,000円に対し、支出済額9,937万8,036円でございます。

第4款保健事業費は、予算現額4億3,458万9,000円に対し、支出済額3億3,149万1,000円、不用額は1億309万8,000円でございます。

第5款公債費は執行しておりません。

第6款諸支出金は、予算現額125億7,324万円に対し、支出済額125億6,059万2,978円、不用額は1,264万7,022円で、平成21年度分の国庫負担金等の精算に伴う返還金や、10ページでございますが、給付費準備基金への積立金等でございます。

第7款予備費は、葬祭費に不足を生じたので、7,630万円を充用し、15億6,759万2,000円の不用額となっております。

以上、認定第1号及び認定第2号について、ご説明申し上げます。

何卒よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（酒井隆明） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

23番、養父市 藤原敏憲議員、自席でご発言をお願いいたします。

藤原議員。

○23番（藤原敏憲） 藤原でございます。通告いたしております件につきまして、質問を申し上げたいと思います。

まず、認定第1号の一般会計のほうでございますけれども、事務局より資料をいただきまして、不用額に関する主なものというところで説明にもございましたけれども、電算システムの運用委託料が大幅に減額になっていると。これは努力によるものだとおっしゃいましたけれども、契約単価の減少ということでございますけれども、どのような理由でこうなったのか。それとあわせて、できましたら23年度の契約単価がどうなっているのか。これもあわせてご説明願いたいというふうに思います。

それから2点目が、同じく一般会計のほうでございますけれども、職員の残業手当が減少したと。これも努力によって頑張ってきたというご説明でございました。この件では3,800万円ほどの減額になっておりますけれども、当初予算から見まして、この残業手当の減額はどうなっているのか。これまで平成20年度から、この事業を、この広域連合につきましては、19年度から行っているわけですが、この推移につきまして、もしおわかりになりましたら残業手当、これらが努力によって年々減少しているということで理解していいのかどうか。その点もお答え願いたいと思います。

次に、認定2号でございますけれども、特別会計の歳入歳出決算認定でございますけれども、療養給付費が総額からいきますと約1%ほどですけれども、前年度、21年度決算よりも療養費の不用額が出ていると。これは見込みよりも医療費が減ったということで理解しておいてよろしいのでしょうか。来年度の保険料のこともございますので、伺いたいというふうに思います。

それから、先ほどご説明ございましたけれども、歳出の葬祭費で7,600万円充用しております。決算書にも書かれておりますように、3,000万円の補正を行っておりますが、この時点では、葬祭費が増額するということはわからなかったのか。補正予算3,000万円しておいて、今回は、次に7,600万円充用して増額しているということでございますけれども、この理由は一体どうであったのか、伺っておきたいというふうに思います。

それから保健事業費の不用額、非常に多額に出ております。この予算から見まして、いろいろ保健事業が少なかったということにほかならないと思うのですが、これらについて各市町への働きかけといいますか、これらについてはどのようなことを行ってこられたのか。そして当初予算から比較して、これだけ大幅な減額が出た理由というのは、そして、今後の課題というのはどうなのか、お聞かせ願いたいと思います。

それからもう1点は、22年度決算でございます。22、23年度が、第2期の後期高齢者の新たな保険料がこの機会に決まったわけですが、また一般質問で申し上げますけれども、均等割はそのままにして、所得割を0.16ポイント増やしてということで、全体で見ますと上がったわけですが、約10億円基金を使えば保険料を値上げしなくてもよかったということも申し上げたわけですが、22年度の保険料改定によって、保険料の上がった加入者の方というのは、率というのはいつかめているのでしょうか。

通告しておりますので、保険料増となった加入者数は、増加になりましたら、お答

え願いたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（酒井隆明） 森田事務局長。

○事務局長（森田文明） ただいまのご質問についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の一般会計決算の委託料の不用が出てございますが、特に電算処理システムの関係の不用額の理由は何かということでございます。

一般的に不用額と申しますと、入札による落札差額ですとか、あるいは契約上の中での予算と契約間の相違ということでございますが、この電算システムに関しましては、さまざまな委託業務を行ってございます。専門的な部分がございますので、日常的な運用業務ですとか、あるいは、システム変更に伴うシステム改修といったことを行ってございます。

この契約単価の減少に伴う不用額については、広域連合のいろんな事務を行っております標準システムを国が開発しているものの、いろいろと不具合がございますので、頻繁にバージョンアップということで、修正されたシステムが何回も国から送られてくるたびに広域連合で、その適合チェックですとかいうようなことが繰り返されたわけでございます。そういった業務を業者委託するに当たりましての主に人件費に充当するわけですが、その1カ月当たりの契約単価というものを決めてございまして、それが大幅に減少するというところで、不用が出ているところがございます。

決算では、予算と比べますと、その契約単価が3分の1ぐらいに減ってございます。当初予算を組みましたときは、やはり平成20年度の制度開始の大変な時期の実態のもとに、これぐらい予算が必要だろうと組みましたが、実際に22年度という制度3年目に入りまして、比較的その電算処理システムが安定してきましたので、それによって3分の1の単価で契約ができたということでございます。具体的には30万円ぐらいの契約単価が10万円ぐらいに落ちたということでございます。

次に、職員給与等負担金につきましても、予算では3億円の予算を組んでござい

したが、決算では2億6,200万円ほどで、3,800万円ほどの不用額が出てございます。

特に残業手当、残業代でございますが、予算では2,400万円、約1万時間を想定して残業代を組んでございましたが、決算では1,000万円少しいうことでございまして、ここで1,400万円ほどの不用額が生じてございます。実際の残業時間といたしましては4,766時間で、当初見込んでいた1万時間から約半分の残業時間に減少してございます。

制度がスタートしてから、残業時間がどう推移したのかということでございますが、初年度、平成20年度の残業時間、これも職員30名の総残業時間数ですが、6,839時間というのが初年度でございます。2年目の21年度が8,302時間で、初年度より時間が増えてございます。これは、22年4月からの保険料の改定作業の準備のためはかなり残業が増えたということでございます。

平成22年度は、今回の決算でございますが、4,766時間と、21年度に比べると大幅に減少してございます。これは保険料改定作業がなかったということもございまして、制度の3年目を迎えたということでございます。もちろん業務執行に当たりましては、できるだけ効率的な業務執行に努めてございまして、私どもの努力ということもございまして、やはりそういう実際の事務局の業務量そのものも減少してきたという面もあると考えてございます。

それから特別会計でございますが、療養給付費の不用額として50億円ほど出てございます。これは、もとの額が5,000億円という規模でございまして、執行率で申し上げますと99%以上の予算執行になってございますが、1%で50億円ほどの不用が出てございます。

これは、まさに予算を組むときに、この5,000億円の医療給付費をどう見込むかということでございますが、二つの要素がございます。一つは、被保険者数がどうなるかという加入者数の伸びに対する部分でございます。もう一つは、1人当たりの

平均の給付費がどれぐらいかかるかという、1人当たり単価の予想という部分がございます。

保険料の算定に当たりましては、ご指摘の療養給付費のほかにも、医療関係として高額療養費、あるいは訪問看護療養費といった、1年間でお年寄りの方がどれぐらい医療給付を受けられるかという数字を示してご説明をさせていただいているわけですが、22年度予算での被保険者数の見込みは、実際、決算と比べまして1,400人ほどのずれが出てございます。あまり大きく数字は変わらないわけで、0.24%ほど、決算では被保険者数が下がってございますが、99.8%と、ほぼ見込みどおりだったわけでございます。

一方、1人当たりの給付費でございますが、これも実績を比べますと、決算では1人当たり87万円近い給付費になってございまして、これも率にすると0.76%ほど単価的には、決算で下がったわけでございます。

この0.数%という被保険者数のずれと単価のずれ、これが結果として、全体では1%ほどのずれになり、決算では、見込み額が全体として下がったということでございまして、その結果、50億円の不用額として出てきてございます。ご指摘のとおり、当初の見込み額よりも実際に1年間やってみた差額として減ったという理解でございます。

次に、葬祭費の充用のご指摘でございます。

これは、22年度の葬祭費を、当初予算では3万2,400人分見込んでございました。被保険者の方がお亡くなりになったときに、5万円の支給をさせていただいているものでございますので、何人の方が申請されるか、死亡者数からの予測になるところでございます。一旦2月に、この3万2,400人では予算が足りないということで600人分、3,000万円の補正をさせていただいたわけですが、決算をしますと、まだ足りない。1,500人余りが足りなかったということで7,630万円、予備費充用をしたところでございます。

なぜわからなかったということですが、これは私どもの予測の問題も若干あろうかと思いますが、月別の動きとして、毎月どれぐらいの方がお亡くなりになって、どれぐらいの方が申請されてくるかという件数に月別変動がございます。葬祭費に限らず保険給付費は、年間の予算が不足しないように、一旦11月ごろに、その年度の見込みを立てまして、足りない場合には2月に予算の補正をするという流れでやっております。葬祭費についても11月の段階で一旦、1年間でどれぐらいかかるだろうということを見込んだわけでございます。

それまでの1カ月平均件数というのは大体2,700件台ぐらいで推移してございましたが、12月に入って、その申請が急増したということがございます。3,000件を超えるような形での申請が出てきてございまして、1カ月当たりになりますと、その残りの4カ月で400件近い、予想よりも申請が急増したということでございます。結果的には、予備費の充用になったわけですが、今回の補正に当たりましては、やや見通しの甘さもあつたのではないのかと感じてございます。これからは予算編成、あるいは補正予算に際しまして、できるだけそういう数字の精査をいたしまして、正確に見込むように努めていきたいと考えてございます。

それから保健事業費の不用額でございます。

保健事業費は、後期高齢者の健診事業を市町で実施していただいております。その費用の一部を広域連合から補助をしております。この補助の中身は、国庫からの補助金と、広域連合独自の補助金と、両方で成り立っているわけですが、いずれも補助金の出し方につきましては、主に受診者数の実績と、実際にかかった費用の二つの要素で補助金を支出しているところでございます。

予算の段階では受診率、これを目標値でございます20%と見込んでございましたが、決算では、22年度12.3%にとどまったところでございまして、この結果、実績が伸びませんでしたので、約1億円の不用が出たところでございます。

健診は、市町で行っていただいているわけですが、できるだけ広域連合と

しても市町を支援するという立場から先進的な取り組み事例をご紹介したり、あるいは保健師さんなり、そういう担当者向けの少し専門的な研修会を実施いたしまして、できるだけ受診率の向上に努めていただきたいということを常々申し上げているところでございますが、やはりまだ市町によっても若干格差があると耳にしております。今年度も20%の目標率を設定しておりますので、引き続き努力していきたいと考えてございます。

次に、保険料が増えた方の人数がどれぐらいかというご質問でございます。平成22年度から保険料改定がございまして、平均すると1.5%ほどの改定率でございますが、これによって実際に、前年度と比べて保険料の上昇した人がどれぐらいかということでございます。

1人ごとの保険料の変動は、この料率の改定幅と、それから所得の増減と、この二つの要素で決まってくるのではないかと思いますけれども、所得の変動があれば、所得割のある方には保険料が上がったり下がったりいたします。その把握が難しいわけですが、仮に、21年度と22年度で所得の変動がないと仮定した場合、即ち料率改定だけの影響がどうかということでございますが、約60万人の被保険者のうち、均等割のみにかかる方で、所得割のない方が約38万人おられます。均等割は据え置いたわけでございますから、この38万人の方については均等割のみということで、基本的には保険料の負担増というのはなかったのではないかと考えてございます。

また、最高限度額、お一人年間50万円という限度額に到達していらっしゃる方も9,000人弱おられます。この方も限度額の50万円は変わってございませんので、合計いたしますと約39万人の方、全体でいいますと65%ほどの方については保険料改定によって、その保険料の負担が増えたということはないかと考えてございます。

残りの21万人の方でございますが、これらの方につきましては、均等割のほかに所得割がかかってございます。所得割は先ほど申し上げたように、所得に比例いたし

ます。また、所得割の料率が8.07%から8.23%と、0.16ポイント上昇いたしましたので、その0.16ポイント上昇した部分については、保険料は増加すると考えてございます。

ただ、これは前提をおいた場合でございます。実際の個々の方の保険料の増減というのは、やはり所得の変動がございます。年金所得は別にいたしまして、事業所得や株式譲渡取得の方につきましては、個人ごとに毎年変動されるケースが多ございますので、そういったところまで把握して、保険料がどうなったかということとはつかめていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（酒井隆明） 藤原議員。

○23番（藤原敏憲） 葬祭費の件ですけれども、昨年の2月の時点で3,000万円補正を組んで、そのとき12月から急激にふえてきたということでございますが、その時点では判断できなかったということなのではないでしょうか。

と申しますのも、2月で3,000万円補正を組んでおいて、後で倍以上の7,600万円の充用をしなければならないといったことについては、その時点では、先ほどのご説明では、12月から上がってきたということは、2月の時点でわかっていたのではないかというふうに理解をするわけですけれども、予算の組み方をもう少し適切にやれたら、こういう問題は起きなかったのではないかと思いますけれども、いかがでございましょうか。

それから、2点目の保健事業の不用額ということで、高齢者の健診率を高めていくというのが基本でございますけれども、これは自治体によって、先ほど言われました20%の目標数値ですね。広域連合から各自治体の健診率というのが出ているわけですけれども、それを見まして、各自治体で把握している健診率というのが違うわけです。比率が。と申しますのも、いわゆる高齢者の方は施設に入ったり、入院したり、かかりつけ医にかかったりしている方が非常に多いわけです。ところが、その率を関

係なしで、高齢者の人口割でやってしまうから健診率が非常に低くなっていくと。これは養父市でも同じような状況になっておりまして、担当課によって、この数字が違って来るわけですね。分母を全体で見るのか、それとも先ほど言いましたような高齢者の方は除外をして、健診率が一体何%になっているのかとしなければ、75歳以上の高齢者の20%の目標を達成するというのは非常に難しくなって来るわけですね。その数字ばかりを見て決算のたびに、こういう不用額が上がってきて、この町は健診率が非常に低いから健診が行われていないというのは早計ではないかと。この率の見方も以前も申し上げたこともあったかわかりませんが、この点の調査の仕方をちょっと変えていくべきではないかと。分母を全部の高齢者に合わせますと非常に難しいと思いますけれども、この点については今後ご検討願えますでしょうか。伺っておきたいと思います。

それから保険料でございますけれども、やはりこの約21万人、35%の方が増えてしまったということでございますが、この22年度の決算を見まして、以前にも申し上げました約10億円、例えば、県の財政安定化基金を取り崩していただければ、保険料の値上げはしなくてもよかったのではないかとというふうに申し上げたこともございましたけれども、そういうことで10億円の取り崩しが行われておれば、この21万人の方の保険料を引き上げることはなかったということですので理解しておいてよろしいのでしょうか。この点について伺っておきたいと思います。

○議長（酒井隆明） 森田事務局長。

○事務局長（森田文明） お答えを申し上げます。

まず、葬祭費の補正とその後の充用の点でございます。

確かに月別の変動が多ござまして、翌月に1,000件近く一気に増えるというような変動があったわけでございますが、これは、その年に限らず、過去にもそういうことがございましたので、その時点で判断できなかったのかと言われますと、もう少し過去の月別変動のパターンですとか、そういうものを見て支出を考えておれば、こ

ういうことはなかったのではないかと感じているところでございます。その点、やはり若干見通しの甘さがあったと感じてございます。

それから、保健事業費でございます。受診率を先ほど12.34%と申し上げましたが、これは分母が被保険者数全体でございます。この受診率の算定方法につきましては、国からもいろいろ示されてございますが、被保険者数全体を分母にして計算する方法と、被保険者数の中から健診の対象外となっている方を除いて、分母を減らして計算する方法と、二つが入り混じってございます。今年度からは、国に報告する際に、受診対象外の方については除外するよという国の通知が来てございますが、それまでは被保険者数全体で算定しているということがございまして、国のほうでも考え方が変わってきていると思われま。また、ヘルスの部門、保健事業をやっている部門では従前から、この対象外の方を除外して計算している市町もございまして、若干、ここは統一がされていなかった面がございまして、

ご指摘の件につきましては、私ども内部でも、分母の健診対象除外の方について、どのような考え方でこれを整理して、きちっと把握できるのかどうか、そして把握した方を対象外にしていくのかということが、この受診率を算定する課題になってございます。検討すべきではないかというご指摘ですが、まさに現在検討中の課題でございます。

施設に入所していらっしゃる方、あるいは、ご病気でもって、その健診に相当する検査などの通院、あるいは、入院しながら、もう受けていらっしゃる方は健診の対象外とすることができるわけですが、そういった方をきちっと把握して、除外できるかどうかということであり、引き続き検討していきたいと考えてございます。

それから、平成22年度の保険料改定の際、88億円の財源を投入して、上昇を抑制したわけでございますが、もう10億円増やしていたら引き上げずに済んだのかどうかということでございます。

その10億円で足りたのかどうか手元には資料がございませんが、少なくともそ

の1.5%に相当する部分の財源を余分に投入しておれば、財源確保というのが前提でございますけれども、計算上、保険料の据え置きということも可能であったのではないかと考えてございます。

○議長（酒井隆明） それでは、質疑は終わりました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許可します。

16番、三木市 大眉 均議員。登壇の上、ご発言をお願いいたします。

○16番（大眉 均） 三木市の大眉でございます。

私は、認定第2号 平成22年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件に反対の討論を行います。

まず、第1点目は、75歳以上の高齢者を区分して、医療費の抑制体制を進める後期高齢者医療制度は、後期高齢者診察診療料などの差別医療、家族と同じ保険から切り離し、個人に負担させる保険料、保険料滞納者に対する短期保険証や資格証明書など、高齢者に対する負担増をもたらしております。総選挙で廃止を掲げた民主党の政権になりましたが、制度廃止は先送りされたままになっています。後期高齢者制度を廃止して、安心してかけられる医療制度の改革を図るべきであります。

第2点は、保険料の問題であります。

被保険者の保険料額は、後期高齢者の医療費等人口の増加に連動して、2年ごとに上がるようになっております。平成22年度と23年度の被保険者の保険料について改定がなされました。均等割額を据え置き、所得割率を8.07%から8.23%に0.16ポイントの引き上げが行われ、平均で1,054円、1.5%の改定になりました。先ほどのご答弁で、被保険者の約35%、21万人が引き上げの対象になったとのことでもあります。

また、保健事業についてであります。健康診査は7万4,541人が受診をされ、受診率は12.3%になっております。また、人間ドックに対する助成は、9市4町で580人の方が受診しておられますが、健診事業は予防医療の入り口でもあります。

市町と連携し、さらに健康診査や人間ドックの助成の充実を求めるものであります。

政府が決定した新しい高齢者医療制度は、75歳以上の形式だけは国保や健保に戻しつつ、引き続き現役世代とは別勘定にするというものであります。これでは国民を年齢で差別する仕組みがそのまま残ります。医療費が増えるにつれて、高齢者の保険料が際限なく上がるという後期高齢者医療制度と同じことになりかねません。また、所得の少ない人への保険料軽減制度の縮小、70歳から74歳の保険窓口負担2割への引き上げも盛り込まれています。

差別温存し、負担増拡大の新制度案ではなく、後期高齢者医療制度を廃止して、高齢者が安心できる医療制度の確立を望むものであります。

以上で討論といたします。

○議長（酒井隆明） 討論は終わりました。

本件について、他に発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

まず、認定第1号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（酒井隆明） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号を原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（酒井隆明） 起立多数であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

次に、日程第9、議案第6号「平成23年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第10、議案第7号「平成23年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森田事務局長。

○事務局長（森田文明）　ただいま上程されました議案第6号「平成23年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び議案第7号「平成23年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきまして、相互に関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

定例会提出議案の10ページをお開き願います。

議案第6号「平成23年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」でございます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億6,200万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,256万6,000円とするものでございます。

これは、平成22年度決算歳入歳出差引残額を繰り越し、国庫支出金等に対して精算すべき額を差し引いた残額を市町負担金から減額するとともに、市町への平成22年度特別対策補助金及び保険者機能強化事業補助金の精算に伴う補正を行うものでございます。

それでは、平成23年度補正予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

説明書の2ページをご覧ください。事項別明細書でございます。

歳入予算でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町負担金2億7,963万2,000円を減額し、第4款繰入金、第1項基金繰入金、第1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金36万5,000円を、第5款繰越金2億8,015万7,000円を、第6款諸収入、第2目雑入73万3,000円をそれぞれ増額するものでございます。

3ページをご覧ください。

歳出予算でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費125万円を、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目老人福祉費37万3,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、議案第7号「平成23年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

定例会提出議案の12ページをお開き願います。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ37億4,291万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,784億2,039万3,000円とするものでございます。

これは、平成22年度決算歳入歳出差引残額を繰り越し、国・県・市町支出金等との精算のための償還金等に充てるとともに、平成23年度に充てる2億7,000万円余を除いた残りの23億円余を、後期高齢者医療給付費準備基金に積み立てようとするものでございます。

平成23年度補正予算に関する説明書の6ページをご覧ください。事項別明細書でございます。

歳入予算でございますが、第1款市町支出金、第1項市町負担金、第2目療養給付費負担金6億7,223万5,000円を、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2目高額医療費負担金940万8,000円を、第3款県支出金、第1項県負担金、第2目高額医療費負担金940万8,000円を、第6款繰入金、第1項一般会計繰入金37万3,000円を、第7款繰越金30億40万3,000円を、第9款諸収入、第3項雑入、第4目雑入5,109万2,000円をそれぞれ増額するものであります。

続いて、7ページをお開き願います。

歳出予算でございますが、第4款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費696万1,000円を、第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金13億7,790万4,000円を、第3項基金積立金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金23億5,805万4,000円をそれぞれ増額するものでございます。

以上、議案第6号及び議案第7号につきましてご説明申し上げました。

何卒よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（酒井隆明） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第6号及び議案第7号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（酒井隆明） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、これを許可いたします。

23番、養父市 藤原敏憲議員、自席でご発言をお願いいたします。

○23番（藤原敏憲） 藤原でございます。

通告しております件につきまして、一般質問を行いたいと思います。

まず、この後期高齢者医療制度につきましては、政権をとりました民主党がマニフェストで、一日も早く廃止するというので、廃止の方向で進みつつあるということになっておりました。当初では、22年度の保険料改定の際に、24年度一年限りで廃止、25年3月時点で新たな制度にするということになっておりましたが、その後、いろいろ変遷がございまして、24年度、25年度でございましてけれども、どうも第3期の保険料を2年間分決めなければならないと、このような状況になってまいりました。

この後期高齢者医療制度につきましては当初から、高齢者や医療関係者、介護関係者からも大きな批判の声が出ておったとおりでございますし、この兵庫県の広域連合議会にも陳情書や要望書、さらには請願なども出されてきたところでございます。

この制度は一日も早く廃止して、とりあえず以前の老人保健制度に戻して、その老健制度を充実させて、高齢者の立場を守っていくというのが基本的な私の考えでござ

います。

連合長にお尋ねをいたしますけれども、今回、先ほど言いましたように、この後期高齢者医療制度が24年、25年も継続するというふうなことになってまいりました。先ほど言いましたようないろいろな関係者からの声も上がっています。これらについて、どのように考えておられるのか。

また、国のほうは高齢者医療制度改革会議などをもちまして、高齢者に対する医療の新しい制度をつくろうということにしておりますけれども、これを見てもと75歳以上の方は、基本的には都道府県単位の国民健康保険に強制加入させると。これは現在の後期高齢者医療制度と同じパターンでございます。また、保険料も現制度と同じように、都道府県単位で決めていくということにしようとしていますが、これでしたらまた今と同じ制度になってくるわけでございます。

それから、この制度を行いますと今現在の制度と同じように、言い方は悪いんですけど、田舎のほうと都会のほうとでは、高齢者の1年間の医療費というのは大きく違ってきています。豊岡のほうでは医療費が低いということで、新たな保険料が制定もされているところでございますけれども、同じ矛盾がまた出てくるというふうに思いますけれども、この点については、いかがお考えでございましょうか。

さらには、75歳以下の方も将来的には、都道府県単位の国民健康保険にしていくということが新制度でもうたわれておりますけれども、この点につきまして連合長として、どのようにお考えになっているのか、ご答弁をお願いしたいというふうに思います。

それからもう一点は、24年度、25年度の保険料についてでございます。

先ほど申し上げましたように、当初は24年度一年限りで終わるだろうということで、剰余金の多くをこの保険料の軽減に使ってきたわけです。22年度の保険料改定の際には、67億円の剰余金と、それから兵庫県の財政安定化基金に積んであります56億のうち21億円を使って、合計88億円を使って保険料の軽減を行っている

ということになりましたが、このままでいきますと剰余金が恐らく、67億も今度は出てこないのではないかということになってきますと、来年度、保険料が大幅に上がるのではないかと懸念も持っているわけですが、この点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思いますのと、あわせて、先ほど連合長が当初のごあいさつの中で、国に対して保険料の軽減、低所得者の保険料軽減の施策は続けてほしいと。それから県に対しては、財政安定化基金をぜひ使っていただきたいという要請も行ったということで、これは、誠に適切な要望を上げていただいたと思っておりますけれども、兵庫県としてはどのように考えておられるのか。

前回、22年度の時にも、先ほどの質疑でも申し上げましたけれども、概算ですけども10億円、財政安定化基金を取り崩しておれば、保険料の値上げもしなくてもよかったです。今回、財政安定化基金は積んだまま、現在のところ、ほとんど取り崩していないということでございますので、これを取り崩して保険料の軽減のために使うというのが兵庫県のとるべき本来の姿ではないのかと考えますけれども、これらの協議については行っているのかどうか伺っておきたいです。

と申しますのも東京都が24年、25年の保険料試算というのを既に出しております。それで見ますと、一般財源からの特別対策を行わなかった場合は、平均の保険料が年間2万1,000円引き上げになるという東京の広域連合が発表しております。一般財源、現在も行っておられるようですが、一般財源の投入を行った場合でも1人当たりの保険料が1万4,265円引き上げになるという試算を発表いたしておりますけれども、今の医療費の状況、それから剰余金、財政安定化基金の状況などを考える中で、来年度の保険料についての試算というのは現在されているのでしょうか。

以上の点について、ご答弁をお願いいたします。

○議長（酒井隆明） 森田事務局長。

○事務局長（森田文明） 今の制度が終了した後の新しい制度というのがどうなっ

ていくのかということでございます。

先ほどご指摘がございましたとおり、当初は24年度限りで、この制度が終了するだろうということであったわけでございます。一昨年からの高齢者医療制度改革会議でいろいろ検討されましたけれども、昨年12月に最終取りまとめが生まれて、この中にもいろいろ、さまざまなご意見があったわけでございますが、この内容をもとにして、昨日終わりました通常国会で改正案を出そうという考えがあったわけでございます。しかし、なかなか関係者の同意が得られないまま、結果として法案提出には至らなかったということでございます。やはり改正法案が成立してから2年の準備期間が要るということもございますので、まだ今後2年間、早くても26年3月からと考えてございますが、少なくともあと2年間は、今の制度が続くということでございます。

この新たな高齢者医療制度には、いろいろ問題点があるというご指摘がございました。例えば、保険料の軽減制度、9割、8.5割といった特例軽減制度を段階的に縮小していく。あるいは、前期高齢者の方の患者負担を1割から2割に上げていくという、そういう内容も盛り込まれていたわけでございます。広域連合としましては、そういうことについては、やはり要望をしていく必要があるだろうということに対応したわけでございます。

新たな制度では、今の後期高齢者の方が国保、あるいは、現役で働いていらっしゃる方は被用者保険、健保等に戻るという内容になってございます。いわば75歳という年齢では区切らずに現役並みの若い方と同じような扱いをしているという、こういう考え方で進めていくわけでございますが、そういう中で高齢者の保険料につきましては、広域化をして、都道府県単位でもって財政運営を含めて考えていく、こういうことでございます。

したがって、市町ごとに医療水準、あるいは、そういった医療体制の異なる中で、同じ保険料を負担していくということについては、今と同じ矛盾が残るのではな

いかというご指摘でございます。

地域での医療給付の水準と保険料水準につきましては、医療過疎の地域での保険料は、本来の保険料よりも安くするという国の特例制度がございまして、兵庫県内でも幾つかのそういう過疎地域については、それに見合った低い水準の保険料を適用しているところでございます。

また、最終的には、これは75歳以上の方に限らず、75歳未満の方も含めて全年齢の方を広域化した国保制度の中で対応していくということでございますが、これは、この広域連合というより、どちらかというとし町村の国保制度の問題ではございますが、そういう都道府県単位化が長年の課題であったということでございますので、それを踏まえて国も地域保険としての第一段階として、国保の都道府県単位の運営というのを進めているという理解をしております。

高齢者の方が国保のほうに加入されますと、今と全く同じというわけではございませんが、今の後期高齢者医療よりも負担が増えないようにというような、さまざまな特例を国が考えてもいるところでございます。基本的には、国保に移られても保険料負担や法定軽減の軽減割合、さらには高額療養費の負担上限などに関しては、今よりも負担が増えないようにということでの検討がされているところでございます。

次期の保険料でございますけれども、これにつきまして、前回は88億円という財源を投入したわけですが、今年度これだけの剰余金が見込めるかどうかということでございます。現時点では、前回の67億円ほどの剰余金が見込めているわけではございません。国は、県の財政安定化基金を活用するように言うてございますので、前回同様、活用をさせていただきたいと考えてございます。

県のほうがどの様に考えているのかということですが、県としては、その基金の使い方として、やはり基金本来の設置目的というものがあることと、広域連合で今後どれぐらいの剰余金が出るのかという将来の見通しでございますが、そういったものを勘案して、前回21億円の基金を充てたわけでございます。県としては基本的には、

この考え方については前回と変わっていないということをお聞きをしてお返しをさせていただきます、今後の状況を見て対応したいという回答をいただいております。

また、東京都が保険料の試算をされたということでございますけれども、現在、私どもはまだ試算できてございません。これは、やはり被保険者数、あるいは、その給付費等もございまして、さらに、その上昇抑制財源としての剰余金や県との協議がまだこれからであるためでございます。

また、給付費で大きな要素を占めますのは、やはり診療報酬改定でございます。来年の4月は2年に1回の診療報酬改定ですが、そういった部分もまだ十分見えていませんので、私どもとしては今、試算もできませんし、それを今ご説明申し上げられる状況ではないという認識でございます。

私からは以上でございます。

○議長（酒井隆明） 藤原議員。

○23番（藤原敏憲） まず、この制度の問題点につきましては、これまでからも指摘もしておりますし、やはり一日も早い廃止をして、高齢者の立場に立った新たな保険制度を、当面は老人保健と繰り返し申し上げてきているわけですが、どうも国の方向は、そうではない方向に進みつつあるというふうに強く感じております。

75歳以上の高齢者の方は、本当に振り回されているわけですね。先ほど言われましたように、75歳以上になったら強制的に後期高齢者医療制度に加入させますと。今度は、いやいや健康保険に入りたい人は、そっちに入ったらよろしいと。あとは国保ですよ。今度は都道府県単位で、また同じくやりますというふうなことでは、やはり高齢者の尊厳を脅かすような大変な制度だというふうに考えております。連合長としても、また事務局としても、やはり高齢者の実態をつかんで、国や県にきっちりと意見を上げていただくことを強く求めていきたいというふうに思います。

先ほどご答弁いただきました、この保険料のことでございますけれども、この制度が存続している限り、保険料を決めなければなりません、現在の22年度の決算状

況、それから医療費の動向を見ておりましたも恐らく、前回みたいに67億円の剰余金が出るということは恐らく予測できないと思うんですけれども、この点はいかがですか。今後、このような前回と同じような剰余金が出るという見込みは持っておられるのでしょうか。

そうしますと、来年は診療報酬の改定がございますので、そのこともおっしゃいましたけれども、診療報酬が上がれば当然、療養給付費も上がってくるわけですので、その見込みもまだ現在の段階ではつきませんけれども、東京都は早く試算を出そうということで出されたんでしょう。公表して議論していただくということで。どういう理由で出されたのかわかりませんが、やはりこの兵庫県の広域連合としてもある程度の試算は出していかないと、このままで行きますと来年2月のこの本会議で、もう保険料が出てしまうと。1日で審議しなければならないといったことにもなりますので、やはり試算的なものは、こうなった場合こうだというアバウトな点もあるかと思えますけれども、兵庫県の財政安定化基金を一体幾ら取り崩していただけるのかということにも大きく影響してまいりますし、恐らく県の財政安定化基金を前回と同じように21億円程度ですと言われたら、保険料が大幅に上がってくるのではないかとこのふうにも懸念しておりますので、これらの点について、県とも十分協議を行っていただき、もともと財政安定化基金というのはいろいろなところから積み立てているわけですから、必要なときに取り崩したらいいというふうに思うわけですが、これらについて県のほうは、先ほど答弁いただきましたが、剰余金の動向を見ているということでございますけれども、この点は、県は、そこまでしか言っておられない。前回と同様の形はやっていきたいのだけれども金額的なもの、それから保険料の影響額について、協議はされていないのですか。この点についてはいかがでしょうか、お答えください。

○議長（酒井隆明） 森田事務局長。

○事務局長（森田文明） お答えいたします。

剰余金が次の保険料改定でどれぐらい見込めるのかということでございます。

これは今年度の決算見込みがどうなるのかということに大きくかかってまいります。22年度は先ほど決算で確定したわけですが、今年度は、かなり保険料を抑制しましたので、今あります給付費準備基金を使い果たすような形の収支になってございますので、その上でどれぐらい見込めるのかということでございますが、やはり今年度の医療給付費の動向といったものが大きなポイントになろうかと思えます。

ただ、前回は67億円ということでございますが、23年度末では、予算上ではその半分ぐらいになるのではないかという見込みを今現在では立ててございまして、これは最終的には決算を見てみなければまだわかりませんので、もう少し剰余金の見込みについては時間をいただきたいと考えてございます。剰余金だけを申し上げますと非常に厳しい状況ではないかと考えてございます。

県との協議で、具体的なそういう金額的なことに突っ込んで協議しているのかということですが、まだこれは、そこまで行ってございません。やはり私どものある程度の剰余金といいますか、今年度の見込みも踏まえた上で、これからの協議になっていくと思えます。まずは考え方として、県の財政安定化基金を十分活用させていただきたいということをお願い申し上げたところでございます。

以上でございます。

○23番（藤原敏憲） 議長。

○議長（酒井隆明） 藤原議員。

○23番（藤原敏憲） ぜひ県のほうにも強く申し入れていただきたいと、以前にも言いましたけれども、例えば、お隣の京都府では、保険料軽減のために府が広域連合にお金を出していますね。兵庫県の場合には、以前、連合長にお聞きしましたけれども、県に要請してもなかなか財政が厳しいのでできないといったことになっているというご答弁もいただきましたけれども、自治体によって大きく違ってきているわけです。

兵庫県の場合は県からお金をいただかずに、独自で運営しているわけですので、当然、保険料についても高くなってしまうと。県が補填してくれればいいんですけども、なかなかそうはなっていない。こんなときにこそ兵庫県の財政安定化基金を使うべきだというふうに思いますので、来年度の保険料の改定が引き上げにならないように、ぜひ努力をしていただきたい。このように考えておりますけれども、再度、連合長としてのご答弁をぜひお願いしたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（酒井隆明） 西田広域連合長。

○広域連合長（西田正則） 今、藤原議員からご意見ございましたとおりでございますが、いずれにいたしましても、あいさつでも申し上げましたように、県への要望、さらにまた国への要望も一貫して行っているところでございまして、いずれにいたしましても二つ申し上げたいです。

1点は、ご存じのように政権交代し、いったんどうなるかと思っていたものが、なかなか政権交代してもいろんな面で、特に、この税制改革とセットにされていて、せっかく12月に出したものをもう一度これを見直して、次の年度で通常国会に出すと、こういう状態になっております。固定がされていないというのが1点でございます。

それから2点目、県へ、国へと、こうなる見込みでございましたが、国が固定しないと県も、今、財政安定化基金の問題が出ておりますけれども、県自身の財政の一貫の問題もございまして、県といろいろと要望や議論をしておるのですけれども、その中で国がなかなか安定しないのでどうのという、ここが非常にあいまいなものがあるわけです。だれが悪いとか、何が悪いとかは申し上げません。しかしながら、いずれにいたしましても、この制度の原資たるものは、とりあえず国がまず、税の問題とセットで決めようとしておる。この問題が一つ解決する。それからもう一つは、それに基づいて県のほうへもまだ結論は出ておりませんが、国の動向を踏まえながら県へも総合的に陳情は続けてまいりたいと、かように考えております。

○議長（酒井隆明） 質問は終わりました。

次に、日程第12、「議会運営委員会委員の選任」を議題といたします。

17番、高砂市 登議員より議会運営委員会委員の辞職願が提出されましたので、委員会条例第9条の規定により、議長において許可をいたしました。よって、後任の議会運営委員会委員を選任したいと思います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第3条の規定により、議長において、1番、神戸市 中村議員を指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（酒井隆明） ご異議なしと認めます。

よって、中村議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は、すべて終了いたしました。

議員各位におかれましては、議事進行に大変ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、広域連合長よりごあいさつがあります。

西田広域連合長。

○広域連合長（西田正則） 本日の定例会におきまして、ご提案申し上げました各議案等につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれもご賛同いただき、厚く御礼申し上げます。

議員各位におかれましては、今後ともより一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

○議長（酒井隆明） それでは、これをもちまして、平成23年第2回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 3 時 2 7 分閉会)

地方自治法第123条第2項により署名する。

議 長 中 村 三 郎

副 議 長 細 岡 重 義

議 長 酒 井 隆 明

署名議員 井 上 嘉 之

署名議員 長 瀬 幸 夫